

条例第 40 号

宇和島市保育所等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市保育所等設置条例の一部を改正する条例

宇和島市保育所等設置条例（平成17年条例第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(設置) 第2条 法第35条第3項の規定により、保育所を次のとおり設置する。		(設置) 第2条 法第35条第3項の規定により、保育所を次のとおり設置する。	
名称	位置	名称	位置
<u>宇和島市立高光保育園</u>	<u>宇和島市高串2番耕地131番地</u>		
宇和島市立住吉保育園	宇和島市住吉町872番地1	宇和島市立住吉保育園	宇和島市住吉町872番地1
宇和島市立甘崎保育園	宇和島市遊子4048番地2	宇和島市立甘崎保育園	宇和島市遊子4048番地2
宇和島市立小池保育園	宇和島市小池1607番地1	宇和島市立小池保育園	宇和島市小池1607番地1
宇和島市立吉田愛児園	宇和島市吉田町西小路126番地	宇和島市立吉田愛児園	宇和島市吉田町西小路126番地
宇和島市立たちばな保育園	宇和島市吉田町立間2番耕地2686番地	宇和島市立たちばな保育園	宇和島市吉田町立間2番耕地2686番地
宇和島市立玉津保育園	宇和島市吉田町法花津7番耕地356番地	宇和島市立玉津保育園	宇和島市吉田町法花津7番耕地356番地
宇和島市立喜佐方保育園	宇和島市吉田町河内甲74番地	宇和島市立喜佐方保育園	宇和島市吉田町河内甲74番地
宇和島市立奥南保育園	宇和島市吉田町奥浦甲1番地1	宇和島市立奥南保育園	宇和島市吉田町奥浦甲1番地1
<u>宇和島市立二名保育園</u>	<u>宇和島市三間町古藤田402番地</u>		
<u>宇和島市立岩松保育園</u>	<u>宇和島市津島町岩松甲1420番地</u>		
宇和島市立嵐保育園	宇和島市津島町嵐627番地ノ8	宇和島市立嵐保育園	宇和島市津島町嵐627番地ノ8
宇和島市立北灘保育園	宇和島市津島町北灘甲2142番地の7	宇和島市立北灘保育園	宇和島市津島町北灘甲2142番地の7

2 (略)

(入所の資格)

第3条 保育所等に入所できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子ども（以下「子ども」という。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難なものをいう。

2 (略)

(入所の資格)

第3条 保育所等に入所できる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第6条第1項に規定する小学校就学前子ども（以下「子ども」という。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に定める事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難なものをいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。